

防整施第10300号
28.5.27

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長 殿
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

工事の総合評価落札方式における一括審査方式について（通知）

標記について、当分の間、別紙のとおり試行することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、本方式の適用にあたっては、事前に整備計画局施設計画課長と調整すること。

関連文書：1 防整施第6928号（28. 3. 31）

2 防整施第6944号（28. 3. 31）

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

工事の総合評価落札方式における一括審査方式について

1 目的

総合評価落札方式による工事の発注に当たり、競争参加資格要件等を共通化できる複数工事の発注を同時期に予定する場合において、競争参加申請者が競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）を作成する負担を軽減し、かつ、入札・契約事務手続きの効率化を図る観点から総合評価落札方式により求める技術提案（施工計画を含む。以下同じ）のテーマを同一にし、審査を一括で行う方式（以下「一括審査方式」という。）を試行的に導入する。

2 適用範囲

総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、提出させる技術資料の内容を同一のものとすることができるもののうち、以下の条件をすべて満たす2以上の工事において、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が認めるものとする。

ただし、施工能力評価型総合評価落札方式を適用する工事については、次の(1)から(5)までの条件をすべて満たせばよいものとする。

- (1) 契約担当官等が同一である工事
- (2) 工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
- (3) 防衛省における契約事務の取扱いについて（防経会第51号。19.1.4）第2第1項第1号又は同項第2号に掲げる級別の区分が同じ工事
- (4) 施工地域が近接する工事
- (5) 入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事
- (6) 工事の品質確保又は品質向上を図るために求める施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事

3 試行に当たっての留意事項

- (1) 入札公告及び入札説明書の交付は工事ごとに別々に行うこと。
- (2) 入札公告及び入札説明書に次の事項を明記すること。
 - ア 入札公告に記載の工事について、技術資料を共通化できる複数件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事であること。
 - イ 電子入札システムにより実施する場合は、それぞれの工事を別々に案件登録することから、複数の工事に参加を希望する場合にあっては、参加を希望する工事ごとに競争参加資格確認申請書等の提出及び入札が必要であること。ただし、技術資料については、参加を希望する何れか1件の工事に添付されていること。
 - ウ 入札公告に記載の複数の工事に参加を希望する場合は、技術提案はそれぞれの工事に共通なものとし、工事ごとに異なる技術提案を行った場合は欠格

とすること。

エ 受注した企業に対し、工事に専念し確実な施工を実施する体制の構築を求め、一つの公告に配置できる予定技術者は、技術提案を熟知し確実に履行できる1名としてリスクの分散を図る必要がある場合には、本件入札公告において申請できる監理（主任）技術者は同一の技術者1名とし、2名以上申請した場合は欠格とすること。

オ 開札及び落札決定を行う工事の順番を明らかにすること。この場合、工事規模の大きいものからとする。

カ 落札決定し、配置予定技術者がいなくなった企業は、以降の入札は無効扱いとすること。

キ 特定建設工事共同企業体による参加が可能な工事においては、単体又は特定建設工事共同企業体の何れかで参加するものとし、混在は認めないものとする。また、工事ごとに構成員の異なる組合せによる特定建設工事共同企業体も認めないものとする。

(3) 上記(2)エの申請できる監理（主任）技術者を同一の技術者1名とした場合は、入札説明書の入札保証金の項に次の事項を記載すること。

ア 入札保証金は、参加を希望する工事のうち入札金額が最大のものについて納付すればよいこと。

イ 入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証契約の締結にあっても、アと同様に取扱うこと。

ウ 入札保証金の納付等に係る書類の工事名又は契約名の欄には参加を希望するすべての工事名を記載すること。

(4) 競争参加者の資格に関する公示に次の事項を明記すること。

ア 競争参加者の資格に関する公示に記載の複数件の工事について、一括して公示し、当該工事を対象とする一つの特定建設工事共同企業体について資格審査を実施する試行工事であること。

イ 競争参加者の資格に関する公示に記載の工事に参加を希望する場合は、希望する件数に関わらず、一つの特定建設工事共同企業体を結成するものとし、工事ごとに構成員の異なる組合せによる特定建設工事共同企業体を結成することは認めないものとする。

ウ 特定建設工事共同企業体の名称となる工事名は、一括審査方式の対象となる複数件の工事を示す共通可能な名称とすること。